

虐待防止のための 指針とマニュアル

放課後等デイサービス ふらすこ東予

1 事業所における虐待防止に関する基本方針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1) **身体的虐待**：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えたり、縛りつけたりして身体の動きを抑制すること。
- (2) **性的虐待**：性的な行為やそれを強要すること。
- (3) **心理的虐待**：脅し、侮辱等の著しい暴言や態度、拒絶的な対応、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- (4) **放棄・放置**：食事や排せつの介助をせず、長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) **経済的虐待**：利用者の財産や賃金を勝手に使ったり運用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、児童発達支援管理責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。
- (2) 身体拘束適正化委員会との一体的な運用とし、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります、加えて法人内別事業所と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。
- (3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4) 虐待防止委員会は、必要に応じて担当者が招集します。
- (5) 虐待防止委員会の議題は担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ④ 発生した場合の改善策
- (3) 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策について

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待発生時の対応

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

(6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民に対して説明し、報告を行います。

6 利用者に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族等が閲覧できるよう施設内に掲示するとともに、法人のホームページ上でも公表し自由に閲覧できるようにします。

7 その他虐待防止の適正化の推進

虐待防止のための職員研修のほか、各地区社会福祉協議会や今治市放課後等デイサービス連絡会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、2024 年 4 月 1 日より施行する。